

答申第 328 号

平成 18 年 11 月 13 日

神奈川県公安委員会  
委員長 小塚良雄 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 18 年 5 月 10 日付けで諮問された公安発動要請文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 380 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定の個人が作成したと不服申立人が主張する神奈川県警公安の発動を要請する理由が記載された文書及びその継続要望の理由が記載された文書について、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の個人が作成した神奈川県警公安の発動を要請する理由が記載された文書及びその継続要望の理由が記載された文書（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県警察本部長が、平成18年3月3日付けで公開を拒んだ（存否応答拒否）処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

（ア）本件行政文書は、虚偽理由記載の文書である。すなわち警察諜報員である特定の個人（以下「本件個人」という。）が「私的トラブルに付随する個人的恨み」の報復のため、嘘の事実をねつ造して、不服申立人を犯罪人に仕立て上げた文書を作成し、その文書に基づいて「情報収集活動」と称して公安と公安の協力者を使っての脅し、嫌がらせ行為を今に至るまで7年間も続けているという特殊事情のある文書である。

（イ）「公安の発動を要請する理由が記載された文書」の公開請求であるから、本件行政文書を公開しても、不服申立人以外の個人の権利利益を害するおそれなどない。不服申立人に関していえば、公開される利益が非公開の利益よりも上回る。また、本件行政文書に本件個人の署名があっても、不服申立人は本件個人が書いたという事実を知っているのだから、本件行政文書が公開されても、新たに個人が識別される

ことはない。新たに個人が識別される部分があれば、黒塗りにすれば良いだけである。そして、本件行政文書の内容が虚偽でない限り、本件個人の人格、名誉、権利のいずれも一切害することなどない。

(ウ) 本件個人は、諜報員の仕事に携わっているのであるから、警察庁長官直属であり、身分はみなし公務員と思われるので、本件個人に関する情報は条例第5条第1号ただし書ウに該当する。

(エ) 不服申立人は、7年間も取り囲まれた状態で、激しい脅しと嫌がらせを理由もわからずに受け続けている。このことは人の健康に良くないので、条例第5条第1号ただし書エに該当する。

#### イ 条例第8条該当の点について

本件個人がその地位を利用して不正書類を書き、公安発動の要請をした事実は、不服申立人への度々の仕返し行為等から明白である。したがって、今更、誰が書いたのかとか、公安発動要請の事実の有無を問う必要もなく、ただ、公安発動の理由を知りたいために公開請求しているのであるから、本件行政文書は、実施機関の主張する個人を識別する情報とはいえ、本件行政文書が公開されても実施機関の主張する支障はあり得ない。

それどころか、国家機密事項でも国際犯罪組織事項でもないにもかかわらず、公安活動をしている理由が7年経過してもまだ言えず、公安活動の存在すら認めることができないということは、不服申立人サイドではなく、警察サイド内部に何か不都合な事情があるためと察せられる。

必要な説明責任を果たすべきであり、条例第8条該当による存否応答拒否は妥当ではない。

#### ウ 条例第6条該当の点について

個人情報に関しては、住所、氏名等プライバシーに関わる部分その他の公開できない部分は黒塗りとして、部分公開という手段がとれる。

#### エ 条例第7条該当の点について

本件個人が公のためではなく、個人の保護のため、公費を使い放題使っているのであるから、「社会的、公共的な利益を保護する特別の必要がある場合」に該当する。すなわち、特殊事情のある「公益上特に必要

のあると認められるとき」に該当するので、裁量的公開に妥当性がある。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件個人が作成した神奈川県警察に対して発動を要請する理由が記載された文書及びその継続要望の理由が記載された文書である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件個人が、本件行政文書を作成したか否かに係る情報は、本件個人が識別される情報であることはもとより、個人の人格と密接に関連するものであって、公開することにより本件個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件個人が、本件行政文書を作成したか否かに係る情報は、条例第5条ただし書アの「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報」のいずれにも該当しない。

#### (3) 条例第8条該当性について

本件公開請求は、本件個人の氏名を示して行われていることから、本件個人が神奈川県警察に対して発動を要請したことを前提とするものであり、本件行政文書の存否を明らかにすることは、本件個人が警察に対する要請文書を作成した事実の有無が明らかとなる。

本件個人が、警察に対して発動要請を行った事実の有無は、条例第5条第1号の特定の個人を識別する情報であり、本件行政文書の存否を答える

だけで非公開情報を公開することとなるため、条例第 8 条に該当する。

( 4 ) 条例第 6 条該当性について

本件公開請求は、本件個人の氏名を示して行われているものであることから、その存否を答えるだけで本件個人が、神奈川県警察に対して発動を要請したか否かという非公開情報を公開することとなるため、条例第 8 条の存否応答拒否を行ったものであり、条例第 6 条の規定による部分公開について検討する余地はないと考える。

( 5 ) 条例第 7 条該当性について

条例第 7 条は、前段において、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても」と規定されており、判断する上において本件行政文書が存在することが前提となっている。

したがって、本件公開請求のように、本件行政文書が存在するか否かさえも答えられない場合には、条例第 7 条該当性を検討する余地はないと考えるが、仮に審査請求人の主張に照らして判断したとしても、本件行政文書の存否を明らかにすることについて、公益上特に必要があるとは認められない。

#### 4 審査会の判断理由

( 1 ) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

( 2 ) 本件行政文書について

本件行政文書は、もし仮に存在するとすれば、本件個人が作成したと不服申立人が主張する神奈川県警公安の発動を要請する理由が記載された文書及びその継続要望の理由が記載された文書である。

( 3 ) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件個人が、神奈川県警公安の発動を要請する文書及びその継続要望の理由を記載した文書を作成したか否かに関する情報は、特定の個人が識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に係る個人情報とは、条例第5条第1号ただし書アの「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」及び同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、同号ただし書ア及びイには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」について公開することを規定している。

b 不服申立人は、本件個人が諜報員の仕事に携わっているのだから、警察庁長官直属であり、身分はみなし公務員と思われるので、本件個人に関する情報は同号ただし書ウに該当する旨主張している。

c しかし、本件個人が公務員であるという立証が不服申立人の主張からは認められないので、本件行政文書に係る個人情報について

は、同号ただし書ウ該当性を判断する必要はない。

(エ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

- a 条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」について公開することを規定している。
- b 不服申立人は、7年間も取り囲まれた状態で、激しい脅しと嫌がらせを理由もわからず受け続けていることは人の健康に良くないので、同号ただし書エに該当する旨主張している。
- c しかし、本件行政文書に係る個人情報、本件個人が警察に対して発動要請を行ったか否かという個人に関する情報であり、これをみだりに公開されないという保護利益を上回るほどの人の生命、身体等への危害等が現に生じているか、又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予想される状態が存在するという立証が、不服申立人の主張からは認められないので、同号ただし書エには該当しないと判断する。

(4) 条例第8条該当性について

- ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。
- イ 本件公開請求のように、本件個人を特定して、本件個人が神奈川県警公安の発動を要請した文書及びその継続要望の理由を記載した文書について公開請求が行われた場合は、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件個人が警察に対して発動要請を行ったか否かが明らかとなり、条例第5条第1号の非公開情報を公開することとなると解される。

したがって、本件行政文書は、条例第8条に該当すると判断する。

(5) 条例第6条該当性について

- ア 条例第6条は、「公開請求に係る行政文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の情

報とを容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の公開をしなければならない」と規定している。

イ 不服申立人は、個人情報に関しては、住所、氏名等プライバシーに関わる部分その他の公開できない部分は黒塗りとして、部分公開という手段もとれる旨主張している。

ウ しかし、本件行政文書は、前述したとおり条例第 8 条に該当し、その存否自体が非公開情報であることから、本件行政文書の条例第 6 条該当性について判断する必要はない。

( 6 ) 条例第 7 条該当性について

ア 条例第 7 条は、「公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、当該行政文書を公開することができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件公開請求のように、本件行政文書が存在するか否かさえも答えられない場合には、条例第 7 条該当性を検討する余地はないと説明しており、そのように解することは妥当であると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 5 月 10 日	諮問受理
5 月 26 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 12 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
7 月 5 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
8 月 22 日 (第 54 回部会)	審議
9 月 8 日	指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 不服申立人から追加の意見書を受理
9 月 14 日	不服申立人から追加の意見書を受理
9 月 15 日 (第 55 回部会)	審議
10 月 11 日 (第 56 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年11月13日現在）（五十音順）